

政友会 今井 俊郎 議員



- ①公民館の安全対策について
- ②統一地方選挙の結果について

質問①(1) 公民館の避難訓練、災害時の対処方法は。

答弁①(1) 各公民館に防火管理者を配置し避難訓練を年2回実施している。開館時に警報が発令され危険が予想されると判断した場合、館の業務を中止し利用者の安全な確保に努める。また、万一、火災が発生した場合の管理責任については、館長は責任を負わず市が対処するものと考えている。

質問①(2) 市内でトップクラスの利用者があるにもかかわらず愛宕公民館に2階からの避難用屋外

階段がないので利用者の安全のため設置を必要と考える、又駐車場が狭く解決方法は。

答弁①(2) 建築基準法に基づく設置義務はないが利用者の安全確保のため建物の構造上の問題などを考慮しながら設置について検討していきたい。駐車場は場所の件もあり苦慮している。

質問② 投票時間の延長の効果は投票率アップにつながっているのか。

答弁② 本市において、延長の効果について調査をしたことがないので判断は難しいが、時間延長により投票に行きやすくなったと思う。今後も期日前投票や郵便投票など選挙広報を積極的に行い投票率アップにつなげたい。

すずか倶楽部 南条 雄士 議員



- ①政治活動の自由について

質問① 「政治活動の自由」は、憲法第21条で認められる「表現の自由」の一体系に属する権利である。表現の自由とは、人の内心の思想・意見等を外部に発表する自由のことで、個人の自己実現と国民の自己統治の実現に奉仕する人権であり、特に政治活動における表現の自由は、人権体系において、経済的自由権よりも優越的地位を占める精神的自由権として、原則として制限することが許されない権利とされている。つまり、表現の自由の一体系としての政治活動の

自由は、民主国家成立の重要な基礎原理であり、民主主義の根幹として原則不可侵の権利である。公職選挙法第143条16項1号によって認められている「政治活動用の看板の表示」をする行為も、政治活動の自由に含まれる権利だが、その、政治活動用の看板の表示に対して市の幹部が干渉するということがあった。市民の正当な政治活動に対する干渉行為は許されない筈であるが、その法的根拠等、説明を求める。

答弁①(1) 法律上問題のない政治活動に対して干渉したことに關しては、配慮が足りなかった。

答弁①(2) あってはならないことで、反省している。今後二度と起こらないように気をつける。

新政会 中村 浩 議員



- ①鈴鹿市の補助金について
- ②Cバスについて

質問① 市長の施政方針の中で、市補助金も含めた経費全般についての見直し云々とあるが、具体的には、特定還元、一般還元並びに間接還元の額は、一般還元をもっと増やす考えはないのか。

答弁① 具体的には鈴鹿市行財政改革計画の一環で「鈴鹿市行財政改革推進委員会」から「補助金の見直しにあたっての提言」もいただいております。現状分析と分類整理を手始めとして、新しい補助金制度の確立や補助金交付基準の制定に向けた取り組みに努めたい。

「特定還元」は、約6億で「一般還元」は約1億、「間接市民還元」は約5億となっている。増やすかどうかは今後の基準づくりの中で、個々の補助金を整理した結果として導きだされるものと理解願いたい。

質問② 補助金の市民への還元の観点から、市街化区域へCバスを運行させることにより、全的に平等な公共交通サービスを図るべきではないか。

答弁② 民間の公共交通サービスを側面的に支援し、Cバスと民間事業とが補完しあいながら、市全体として、公共交通サービスの充実を図ることが、重要であると考えている。

